

静岡県土採取等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第30号

静岡県土採取等規制条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県土採取等規制条例施行規則（昭和51年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(土の採取等の計画の届出)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第3条第2項第9号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬出先又は搬入先その他土の運搬に関する事項</p> <p>3 条例第3条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(標識)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 条例第12条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 土の採取等を行う場所の区域の面積並びに土の採取等に係る断面の<u>高さ又は深さ及びこう配</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第8条 条例第14条第1項第1号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第14条第1項第3号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(土の採取等の計画の届出)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第3条第2項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬出先その他土の運搬に関する事項</p> <p>3 条例第3条第4項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(標識)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 土の採取等を行う場所の区域の面積並びに土の採取等に係る断面の<u>深さ及び勾配</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第8条 条例第14条第1項第1号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第14条第1項第3号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。</p>

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 土の採取等を行う場所の区域及びその周辺の地域が平地の場合における土の採取等で、当該土の採取等に係る断面の<u>高さが2メートル未満のもの又はその深さが1メートル未満のもの</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(書類の経由等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定は、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により市町が処理することとされている事務に係る書類については、適用しない。</u></p> <p><u>3 第1項の書類の提出部数は、正副各1部とする。</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 土の採取等を行う場所の区域及びその周辺の地域が平地の場合における土の採取等で、当該土の採取等に係る断面の深さが1メートル未満のもの</p> <p>(5) (略)</p> <p>(書類の経由等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 前項の書類の提出部数は、正副各1部とする。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

「 (1) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	立方メートル
------	--------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

(2) 埋土又は盛土を行う場合

土の数量	立方メートル
------	--------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外から土を搬入する場合のみ記入してください。

(3) 土の採取等を行う場所の区域内で(1)及び(2)を同時に行う場合

(7) 切土、床掘りその他の土地の掘削に係る土の数量	立方メートル
(4) 土の採取等を行う場所の区域外から搬入する土の数量	立方メートル
(5) 埋土又は盛土に係る土の数量	立方メートル
(6) 土の採取等を行う場所の区域外へ搬出する土の数量	立方メートル
土の数量の合計 (7)及び(4)の合計	立方メートル

を

「

土の数量	立方メートル
------	--------

に改め、「盛土、埋戻し」を削

」

り、

「

ア 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区分	概要	要
高さ又は深さ	最大	メートル
方法	ア 階段採取法 イ 平面採取法	
のり面の小段の高さ	最大	メートル
のり面の小段の幅	最小	メートル
隣接地からの距離	最小	メートル
土質		

イ 埋土又は盛土を行う場合

を

区分	概要	要
高さ又は深さ	最大	メートル
方法		
のり面の小段の高さ	最大	メートル
のり面の小段の幅	最小	メートル
隣接地からの距離	最小	メートル
土質		

」

区 分	概 要
深 さ	最大 メートル
方 法	ア 階段採取法 イ 平面採取法
のり面の小段の高さ	最大 メートル
のり面の小段の幅	最小 メートル
隣接地からの距離	最小 メートル
土 質	

に改

め、「又は搬入先」を削り、

交通監視人	人
1日の搬入台数 及び量	トン車 台 最大延べ 台 立方メートル

を

交通監視人	人
-------	---

に、

(7) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大 メートル	のり面のこう配	最大 度
のり面の小段の高さ	最大 メートル	のり面の小段の幅	最小 メートル

(4) 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大 メートル	のり面のこう配	最大 度
のり面の小段の高さ	最大 メートル	のり面の小段の幅	最小 メートル

を

深 さ	最大 メートル	のり面の勾配	最大 度
のり面の小段の高さ	最大 メートル	のり面の小段の幅	最小 メートル

に改

める。

様式第5号中「高さ又は」を削る。

様式第6号(表)中 「 静岡県知事 氏 名 印
(市 町 長 氏 名 印) を
」

「 静岡県知事 氏 名 印
に改める。
」

附 則

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第8条第1項第5号の改正は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県土採取等規制条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定及び様式により提出し、又は掲示されている届出書等は、改正後の静岡県土採取等規制条例施行規則の相当する規定及び様式により提出し、又は掲示されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。